

令和2年第4回（8月）臨時会

東伊豆町議会同会議録

令和2年 8月11日 開会

令和2年 8月11日 閉会

東伊豆町議会

令和 2 年第 4 回 東伊豆町議会臨時会 会議録目次

第 1 号 (8 月 1 1 日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○町長挨拶	3
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○専決承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町国民健康保険 税条例の一部を改正する条例）	6
○専決承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町介護保険条 例の一部を改正する条例）	6
○議案第 4 6 号 令和 2 年度（令和元年台風 1 5 号災害）白田わさび田前沢水路 災害復旧工事請負契約の変更について	9
○議案第 4 7 号 令和 2 年度（スポーツ振興くじ助成事業）町立体育センター改 修工事（建築工事）請負契約について	1 1
○議案第 4 8 号 令和 2 年度東伊豆町一般会計補正予算（第 6 号）	1 3
○報告第 3 号 専決処分の報告について	2 7
○閉会の宣告	2 8
○署名議員	2 9

令和2年第4回東伊豆町議会臨時会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和2年8月11日（火）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 専決承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町国民健康保険
税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 4 専決承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町介護保険条例
の一部を改正する条例）
- 日程第 5 議案第46号 令和2年度（令和元年台風15号災害）白田わさび田前沢水路災
害復旧工事請負契約の変更について
- 日程第 6 議案第47号 令和2年度（スポーツ振興くじ助成事業）町立体育センター改修
工事（建築工事）請負契約について
- 日程第 7 議案第48号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 8 報告第 3号 専決処分の報告について

出席議員（12名）

1番	楠 山 節 雄 君	2番	笠 井 政 明 君
3番	稲 葉 義 仁 君	5番	栗 原 京 子 君
6番	西 塚 孝 男 君	7番	須 佐 衛 君
8番	村 木 脩 君	10番	内 山 慎 一 君
11番	藤 井 廣 明 君	12番	鈴 木 勉 君
13番	定 居 利 子 君	14番	山 田 直 志 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 太 田 長 八 君 副 町 長 鈴 木 利 昌 君

教 育 長	黒 田 種 樹 君	総 務 課 長	村 木 善 幸 君
企画調整課長	森 田 七 徳 君	住 民 福 祉 課 事 参	木 田 尚 宏 君
健 康 づ く り 課 長	鈴 木 嘉 久 君	健康づくり課事参	齋 藤 和 也 君
農 林 水 産 課 長	桑 原 建 美 君	観 光 商 工 課 長	山 田 義 則 君
建 設 課 長	齋 藤 匠 君	防 災 課 長	竹 内 茂 君
教 育 委 員 会 長 教 務 局 長	梅 原 巧 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	国 持 健 一 君	書 記	吉 田 瑞 樹 君
--------	-----------	-----	-----------

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（村木 脩君） 皆様、おはようございます。

令和2年東伊豆町議会第4回臨時会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本臨時会には、専決処分に関する承認案、契約に関する議案、補正予算案がそれぞれ上程されております。また、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、説明員は関連する最小限の人数の出席としましたので、御承知ください。

議員各位におかれましては、健康に十分御留意され、円滑に議事を進行されますようお願い申し上げます、開会の挨拶とします。

ただいまの出席議員は12名で、議員の定数の半数に達しております。

よって、令和2年東伊豆町議会第4回臨時会は成立しましたので、開会します。

◎町長挨拶

○議長（村木 脩君） 町長より挨拶をいたします。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 皆さん、おはようございます。

2メートル以上離れていると思いますので、マスクを外させていただきます。

令和2年第4回臨時会を招集申し上げたところ、議員各位におかれましては、何かと御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨日、東伊豆町内におきまして、新型コロナウイルス感染症の感染者1名の発表がありました。感染者につきましては、管内の感染者指定医療機関に入院しており、濃厚接触者等につきましては、PCR検査の結果、陰性となっております。加えて、関係各所におきましては、消毒等による感染拡大予防対策も実施されております。

町では、県の情報を基に住民の皆様に対し、個人情報を守りながら、速やかで正確な情

報発信に努めてまいりますので、まずは冷静な行動をお願いいたします。また、感染者及び感染者の勤務先などへの誹謗中傷行為や、憶測による不確かな情報のSNSへの拡散などは十分御注意くださるようお願いいたします。

この新型コロナウイルス感染症に関しましては、静岡県感染症対策専門家会議におきまして、県内の現在の感染状況は、複数のクラスターにより少数の陽性者が発生し、軽症者の増加により病床が埋まってきていることに留意する必要があるとして、感染移行期・後期に相当する評価がされたところでございます。

この評価を踏まえまして、7月28日に開催された静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部の本部員会議においては、ふじのくにシステムをレベル4の県内警戒、県外警戒に引き上げました。

夏場の観光シーズンを迎えまして、観光客、旅行者が増加する中で、特に旅館・ホテル等の観光事業者の事業従業員、また顧客、両方の感染防止が重要であります。基本的な感染予防に加えまして、それぞれの業種別による感染拡大予防ガイドラインによる感染防止対策の徹底を求めるところでございます。

また、住民の皆様には、引き続き、基本的な感染防止対策を継続するとともに、県外への不要不急の外出を控えるなど、感染予防の取組の徹底をお願い申し上げます。

令和2年7月3日以降に、熊本県を中心に九州や中部地方など日本各地で発生した令和2年7月豪雨は、各地に甚大な被害をもたらしております。お亡くなりになられた方々にはお悔やみを申し上げますとともに、被災されました方々には心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

東伊豆町におきましては、7月に入りまして、八度の大雨警報が発令され、うち三度は土砂災害警戒情報が発令されました。この間、国道135号は、町内3か所で大雨による土砂災害や倒木のため通行止めなど、町民生活へ影響が出たところであります。

また、町道におきましては、町道稲取片瀬線が7月18日に発生した稲取黒根橋付近の崩土により、現在なお通行止めをしておりますが、本臨時会の補正予算に災害復旧予算を計上し、早期の復旧を目指しております。復旧による通行止めの解除まで、町民の皆様には御不便をおかけいたしますが、御協力をお願いいたします。

さて、国内の令和2年度第2次補正予算の成立により、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の第2次交付限度額が示され、東伊豆町の第2次交付限度額は2億2,492万9,000円となりました。交付金の効果的な事業推進を行うため、全課・局におきまして町内の状況を把握し、事業検討を行い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実

施計画を策定いたしました。

この事業を主な内容とする令和２年度一般会計補正予算（第６号）を編成いたしましたので、本臨時会において御審議をいただきたいと思います。

加えまして、条例の一部改正に係る専決処分の承認案件、契約の議案、また報告案件を上程しております。よろしく御審議を申し上げまして、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（村木 脩君） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（村木 脩君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（村木 脩君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において12番、鈴木議員、13番、定居議員を指名します。

◎日程第２ 会期の決定

○議長（村木 脩君） 日程第２ 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日１日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

◎日程第3 専決承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

◎日程第4 専決承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(東伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例)

○議長(村木 脩君) 日程第3 専決承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)、日程第4 専決承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(東伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例)を一括議題とします。

町長より順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました専決承認第5号から専決承認第6号、専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税及び介護保険料の減免の特例について、条例の一部の改正を図ったものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、7月6日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、健康づくり課参事に説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○町長(太田長八君) 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事(齋藤和也君) 専決承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)について説明させていただきます。

資料につきましては、専決処分書、改正条文、新旧対照表、条例抜粋、資料となっております。

条例抜粋から説明させていただきます。

5 枚目をお開きください。

国民健康保険税の減免につきましては、第22条で規定が設けられております。そのうち第2項で、減免の申請については、納期限までに書類を提出しなければならないこととされております。

今般、国より新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等の減免に対する財政支援の対象となる保険税については、令和2年2月1日以降、令和3年3月31日までに納期限が設定されたものとされたことから、附則において申請の特例を設けたものです。

1 枚戻って、新旧対照表を御覧ください。

附則第15項に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免の特例の見出しを付し、新型コロナウイルス感染症の影響により、第22条第1項の規定の適用を受ける者については、同条第2項の規定にかかわらず、別に町長が定める方法により申請書を提出した場合において、町長が認めるときは、国民健康保険税を減免することができるに改める内容です。

附則、この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第15項の規定は令和2年2月1日から適用する。

最後のページをお開きください。

資料として、減免の概要をおつけいたしました。簡単に説明させていただきます。

対象者は、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者、世帯主が死亡または重篤な傷病を負った世帯、または、新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者、世帯主の収入減少が見込まれる世帯となります。

収入減少の要件といたしましては、収入が前年比3割以上の減少が見込まれること、前年の合計所得が1,000万円以下であること、減少した所得以外の前年の合計所得が400万円以下であることです。

減免の額の計算式につきましては記載のとおりです。

対象となる税につきましては、先ほど御説明いたしました令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が設定されたものとなります。

なお、減免された税につきましては、国より交付率10分の10の交付金として、財政支援される見込みです。

続きまして、専決承認第6号 介護保険条例の一部を改正する条例、資料の5枚目、条例抜粋を御覧ください。

介護保険料につきましても、減免につきましましては第11条で規定されております。今回、国民健康保険税と同様の理由により、申請について附則で特例を設けたものです。

1枚戻って、新旧対照表を御覧ください。

附則の新設として、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る介護保険料の減免の特例の見出しを付し、第2条、新型コロナウイルス感染症の影響により第11条第1項の規定の適用を受ける者については、同条第2項の規定にかかわらず、別に町長が定める方法により申請書を提出した場合において、町長が認めるときは、介護保険料を減免することができるを加える内容です。

附則、この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2条の規定は令和2年2月1日から適用する。

こちらにも資料として、減免の概要をおつけいたしましたので、御覧いただきたいと思います。

なお、減免された保険料につきましましては、国保同様、国より10分の10の交付金として財政支援される見込みとなっております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより、専決承認第5号から第6号までの一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番、楠山議員。

○1番（楠山節雄君） すみません、前回の全協のときには、頭の中にそのことが浮かばなかったんですけども、財政10分の10、全てが国の財政の対象になるということなんですけれども、そうであれば、町からの持ち出しというのはなくなると思うんですけども、そうした場合、例えば、収入減少10分の3という形になっていきますけれども、この辺を東伊豆町独自で10分の2だとかという、そういう変更すること、町独自の形はつくれないものなのかどうなのか、その辺はどうなのでしょう。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤和也君） こちらの規定につきましましては、国の基準でつくられたものでございますので、独自に基準を緩めたりする場合については、全額町から持ち出しとい

うような形になってしまいます。

県内各市町村、アンケートを取りましたところ、ほぼ全ての市町村が国の基準どおりに減免をするということで、アンケートのほうは答えられておりますので、当町においても同様の基準で減免をするというようなことになった次第です。

以上です。

○議長（村木 脩君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） これをもって質疑を終結します。

これより、専決承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。これより、専決承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、専決承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例）の討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。これより、専決承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

前沢水路災害復旧工事請負契約の変更について

○議長（村木 脩君） 日程第5 議案第46号 令和2年度（令和元年台風15号災害）白田わさび田前沢水路災害復旧工事請負契約の変更についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第46号 令和2年度（令和元年台風15号災害）白田わさび田前沢水路災害復旧工事請負契約の変更について提案理由を申し上げます。

去る6月9日に議決していただいた同工事において、仮設工の変更に伴い、増額の変更請負契約を締結したため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、農林水産課長より説明いたさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 農林水産課長。

○農林水産課長（桑原建美君） ただいま提案されました議案第46号 令和2年度（令和元年台風15号災害）白田わさび田前沢水路災害復旧工事請負契約の変更について御説明させていただきます。

変更内容でございますが、当初、資機材の搬出搬入を仮設道路工延長233.5メートルの予定でありましたが、縦断勾配が30％と急勾配であり、資機材を積載したトラック、生コン車両等の走行が危険であること、沢内に設置する仮設道路は降雨ごとに流出が懸念される。以上のことから、ケーブルクレーン延長250メートルに変更するものでございます。

増額金額は661万1,000円で、変更請負契約額は6,491万1,000円となります。

お手元に参考資料としまして、工事変更請負仮契約書の写し、当初及び変更を図示したものを添付してございますので、御覧ください。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第46号 令和2年度(令和元年台風15号災害)白田わさび田前沢水路災害復旧工事請負契約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第47号 令和2年度(スポーツ振興くじ助成事業)町立体育センター改修工事(建築工事)請負契約について

○議長(村木 脩君) 日程第6 議案第47号 令和2年度(スポーツ振興くじ助成事業)町立体育センター改修工事(建築工事)請負契約についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました議案第47号 令和2年度(スポーツ振興くじ助成事業)町立体育センター改修工事(建築工事)請負契約について提案理由を申し上げます。

去る7月20日に執行された制限付一般競争入札の結果、契約金額5,764万円で、株式会社伊豆急ハウジング東伊豆営業所と請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、教育委員会事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(村木 脩君) 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長(梅原 巧君) ただいま提案されました議案第47号 令和2年度(スポーツ振興くじ助成事業)町立体育センター改修工事(建築工事)請負契約について御説明させていただきます。

建築工事の内容でございますが、アリーナ、床の研磨及び塗装の改修が1,382平米及び各種競技用ラインの引き直し、雨漏り対策として屋根部分のサッシの撤去と屋根の新設、アリーナと多目的室の接続部分の改修を、また、天井の落下防止対策といたしまして、多目的室のつり天井の撤去を実施いたします。そのほか、利用がされていないロッカールームの改修を行い、トイレのユニバーサル化と増設を行います。

資料につきましては、建築工事の仮契約書の写しをおつけしてございます。

以上、簡単ではございますが、御説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第47号 令和2年度（スポーツ振興くじ助成事業）町立体育センター改修工事（建築工事）請負契約についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、しばらくの間、休憩とします。なお、議会の再開は館内放送にてお知らせをいたします。

休憩 午前 9時57分

再開 午後 1時50分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ、再開します。

◎日程第7 議案第48号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号）

○議長（村木 脩君） 日程第7 議案第48号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上提されました議案第48号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に2億1,445万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を69億3,482万5,000円とするものであります。

歳入の主な内容ですが、新型コロナウイルス感染症対策に関連した地方創生臨時交付金や、学校保健特別対策事業費補助金などの国庫補助金や、また、県補助金として地震・津波対策等減災交付金を増額いたしました。

次に、歳出の主な内容ですが、地方創生臨時交付金に申請をした感染症対策事業や家庭用ポータブル発電機購入補助金、災害復旧工事を増額した内容であります。

必要な財源配分を行った後に、財政調整基金からの繰入れ措置をさせていただきましたので、御理解をお願いいたします。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました議案第48号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号）について、概要を御説明いたします。

令和2年度東伊豆町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,445万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億3,482万5,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

2、歳入について御説明いたします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金、補正前の金額に245万1,000円を追加し、388万5,000円といたします。1節教育費補助金、細節6学校保健特別対策事業費補助金209万6,000円の増は、学校再開に伴う感染症対策支援事業として、小・中学校4校に対し2分の1の補助を受けるものであります。細節7公立学校情報機器整備費補助金35万5,000円の増は、家庭学習のための通信機器整備支援事業として、モバイルルーター購入費の定額補助を受けるものであります。

7目総務費国庫補助金、補正前の金額に2億2,492万9,000円を追加し、15億1,864万8,000円といたします。1節総務費補助金、細節6新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億2,492万9,000円の増は、国から示されました限度額を計上したものであります。

16款県支出金、2項県補助金、6目消防費県補助金、補正前の金額に200万円を追加し、1,057万5,000円といたします。1節地震対策費補助金、細節2地震・津波対策等減災交付金200万円の増は、家庭用ポータブル発電機等購入補助金に対する県補助金であります。

19款繰入金、3項基金繰入金、2目財政調整基金繰入金、補正前の金額に1,007万5,000円を追加し、3億2,931万1,000円といたします。1節、細節1財政調整基金繰入金1,007万5,000円の増は、今回の補正における歳入歳出予算調整後の不足額を補填措置した内容であります。

3目ふるさと納税基金繰入金、補正前の金額から2,500万円を減額し、1億3,005万5,000円といたします。1節、細節1ふるさと納税基金繰入金2,500万円の減は、補正第4号及び5号でふるさと納税基金繰入金を充当した事業に対して、今回、臨時交付金を充当するため減額するものであります。

7ページ、8ページを御覧願います。

次に、3、歳出について御説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、9目企画費、補正前の金額に2,420万円を追加し、5,392万2,000円といたします。事業コード2交流・定住促進事業2,420万円の増につきましては、ワーケーションを実施するため、EAST DOCKをシェアオフィスとして改修する設計監理委託料、改修工事、備品購入費を計上しております。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正前の金額に154万2,000円を追加し、7,509万3,000円といたします。事業コード1保健衛生総務管理事業、18節負担金補助及び交付金、細節4下田メディカルセンター負担金154万2,000円の増につきましては、同センターで感染症対策の機器整備を行うため、負担金を増額する内容であります。

6款1項商工費、2目商工振興費、補正前の金額に1億1,300万円を追加し、3億3,174万7,000円といたします。事業コード4新型コロナウイルス感染症対策事業（商工費）、18節負担金補助及び交付金、細節3緊急誘客対策観光協会補助金3,000万円の増につきましては、誘客対策を行うものであります。細節4クラウドファンディング商工会補助金300万円の増は、企画団体に必要経費を補助し、町内企業を応援しやすい環境整備を図ることを目的に実施するものであります。細節5プレミアム商品券事業商工会補助金4,200万円の増は、プレミアム率50%の商品券事業を実施するため、商工会へ補助する内容であります。細節6感染症対策備品等購入費補助金3,500万円の増は、町内事業者が購入する感染症対策の備品及び消耗品に対し補助を行い、支援するものであります。細節7新規事業参入者支援補助金300万円の増は、コロナ禍で必要以上に経費がかかる新規企業に対して補助するものであります。

9ページ、10ページを御覧願います。

8款1項消防費、4目防災対策費、補正前の金額に4,671万3,000円を追加し、2億2,962万7,000円といたします。事業コード4総合防災対策事業、18節負担金補助及び交付金、細節2家庭用ポータブル発電機等購入補助金600万円の増は、購入希望者の増加により増額するものであります。事業コード14感染症対策事業4,071万3,000円の増は、感染症対策として消耗品、医薬材料費、備品を購入するほか、小・中体育館、町立体育センター、旧大川小学校における停電時電源切替システム設置工事を追加するものであります。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正前の金額に2,600万円を追加し、1億3,982万3,000円といたします。事業コード13新型コロナウイルス感染症対策事業（教育費）2,600万円の増は、学校再開に伴う感染症対策支援事業としての消耗品や備品の購入及びGIGAスクール事業としてiPadやモバイルルーターを購入し、全児童・生徒1人1端末整備を完了させるものであります。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう災害復旧費、補正前の金額に300万円を追加し、534万6,000円といたします。事業コード1道路災害復旧事業、14節工事請負費、細節1災害復旧工事300万円の増は、町道稲取片瀬線の災害復旧のため増額するものであります。

恐れ入りますが、3ページ、4ページへお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額67億2,037万円に2億1,445万5,000円を追加し、69億3,482万5,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額67億2,037万円に2億1,445万5,000円を追加し、69億3,482万5,000円といたします。

次に、補正前の財源内訳ですが、特定財源は国・県支出金が2億2,938万円の増、その他が2,500万円の減、一般財源を1,007万5,000円の増といたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1番、楠山議員。

○1番（楠山節雄君） 本当にコロナの感染対策もやらなければならない、それで、一方では、やはり経済活動の再開をしていくということの中で、今回、全体の補正予算については、おおむね了解ということの考え方を私はしていますけれども……すみません、ちょっと、これ外していいですか。

両立を図っていかなければならないということで、今回、補正予算が上がってきたと思うんですけれども、議長のほうから補正予算の要望も上がっている中で、まだ計画が提出をされなくて、これらは計画書の提出を求めるという言葉もありますし、効果的な事業実施をしていくよということが、ここの中で書かれているわけなんですけれども、この前の全協も、先ほどの全協もそうなんですけれども、様々なやはり懸念が各議員から示されております。

今回、この補正予算を通した後、こういう観点の中で、事業内容の例えば見直しだとか、あるいは事業執行を例えば遅らせるだとか、これは補助申というんですか、臨時交付金の申請の期限ということもやはりあると思うんですけれども、その辺、内容をちょっと見直す的な感じの考え方というのは、町長おありですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） すみません、先ほど議長からこの申入れをもらいました。それぞれ町といたしましても不備な点がございました。確かに6日にすぐ説明というので、やはり基本的には、この臨時交付金、取りあえず国・県への町の姿勢、これが7月いっぱいという中で、それぞれの事業があります。その一つの反省点として、議会のほうに前もって説明しなかった。これは真摯に反省した中で、次回からは一応ちゃんと、時間をつくってでもいいですから、国・県に上げるときに一応、町の姿勢を示していきたいと考えております。

その中で、基本的には言ったように、シェアハウス、結構問題、町の考え方いっぱい言いました。そしてまた、議員のほうからもいろいろな意見を言っていた中で、ある程度できる

ものは取り入れていきたい、そういう考えでございます。

やはりこのシェアハウス、工事は今年度中に完成しなければいけないもので、なかなかいろいろなところ振り分けるのは大変厳しいかなという中で、一応町の姿勢として、アフターコロナの経済という中でやっていきたいし、町の一応考えを示したと思っております。それぞれ議員の皆さんが、またいろいろな意見があった中で、取り入れるものは取り入れていきたいと考えております。

さらに、その中でまた、流用とかいろいろな中で、観光に関しましては、結構いろいろな、事業執行はいろいろと、ケース・バイ・ケースを見てやらなければならないということは全協で言いましたけれども、この辺はいろいろな、また見直しも出てくるのではないかと考えております。そのときはまた議会のほうにですね。

やはり自分が一番危惧しているのは、大型バス等の予算取っておりますよね。これが果たして適当かどうか、この辺、後で時期を見た中で、これはやっていかなければと考えております。

何しろこの、前回の申入れの中にも、時間がない、やはり臨時交付金というのは、基本的には国のほうがすぐやっていく、すぐ対応も、7月いっぱい、ある程度、町の姿勢を示してほしいという中で、ある程度、全課・全局の職員の中で、これが一番いいのではないかといいいう中で県に上げました。そういう中で、議会の皆さんから、ちょっといかがなものかと、これありましたもので、これは真摯に受け止めて、これは今後、見直しをしていきたいと自分は考えております。

基本的には、できるだけ観光関係に関しては、結構また、いろいろな面で見直しが出てくるのではないかと自分自身は考えております。その辺はある程度固まったら、できませんけれども、一番ルータ的に考えれば、観光ではないかと自分は考えておりますもので、その辺は御理解願いたいと。

以上です。

○議長（村木 脩君） 1 番、楠山議員。

○1 番（楠山節雄君） 商工もそうでしょうけれども、一番うちの町の基幹産業である観光業が本当に厳しい状況に置かれていますので、議員みんなが、それらの活性化に対する考え方というのは、全く同じだというふうに解釈をしているんですけれども、一方で、町長の今、発言の中にもあったように、やはり懸念される材料というのがあると思うんですよ。そういうものを、本当にもっと関係者と協議をした中で、どういうものが一番効果的なのか、それ

らを、もう1回こうで、見直しが必要な場合は、示された案を変えて、それらを執行していくという考え方ができるのかできないのか。その辺もう一度、最後に確認をしていきたいと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 基本的には、議会と話し合いの中でできると考えて、観光なんか特にいろいろなことがありますもので、大まかにああいうことをやりましたけれども、では予算配分はこのくらいとか、予算配分とかいろいろな中で、事業の内容も多少変更しても、一応自分ではいいのではないのかなと、そう考えています。

それは、町、議会、そして現場サイドを合わせた中で、いろいろ意見が一致すれば、それはよいのではないかと考えておりますし、シェアハウスに関しましても、いろいろな中で、いろいろ提案された中で、できることはやっていきたいと考えております。

その中で、もしかしたらまた、いろいろな中でやるために、多少一般財源だとか、それは御理解願った中で、やはり町といたしましては、一つ町の拠点と、何回も言ったように拠点としてやった中でこれから徐々に、そういうこれからの時代の趨勢でございますが、いろいろな面で、また違う方でいろいろ議会から提案された、そういう場所は、徐々にこれは整備していきたい、そう考えております。そんな中での、見直しができるところは見直していきたいと考えております。

以上です。

○議長（村木 脩君） ほかに質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 昨日、感染者が確認された中での今日の臨時会ということでありまして、町に求められているのは当然、感染者が拡大することを防止しなければならないし、当然、新しい生活様式に対応して、感染の予防をやると同時に、大きなダメージを受けている町内経済の活性化を図る、それぞれ2つ、3つの責任があるんだろうと思うんですね。

そういう点でいうと、やはり感染の拡大を防止していく、また、現在町内に感染者が出て、町内にそういうコロナの菌が持ち込まれている。また、人の移動が活発になった中で、今後こういうケースがさらに確認されるということは想定されるわけですよ、今年度中ということを見ると。

そういう中で、そういうものに対して、具体的に町民を支援するという部分の施策というのは、必ずしも十分ではないというふうに私は思うんですが、このままでよろしいんです

か。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 先ほど全協でお知らせしました、残念ながら、皆さん、町民、十分警戒した中で、今回感染者が発生いたしました。そういう中で、感染者は30代女性、そして、さらに独り世帯、その中で濃厚接触の方は陰性、そういうので、町といたしましては、やはり、何回も言ったようにまず一つ、これから感染者に対する、そういう中で新しい生活様式、さらに3密、これは町民の方にはやってもらいたい。

あとは、やはり経済との両立もあります。県のほうも、一応ある程度、観光政策の推進ということを言っています。経済の中で、やはり町としては、さらに徹底的に、関係施設の方々、感染防止対策、この後また、自分は関係団体を呼んで言うつもりでいます。感染防止対策を徹底すること、さらに予約のときに、東京から来る、東京とは限りませんけれども、県外から来る方には一応、いろいろな状況をやった中で、こういう状況のときは、この場に来てもらわず帰ってもらいますとか、そういうことも徹底した中で、一応感染予防には努めていきたいと考えております。

また、いろいろこの申入書の中で、また町内の支援策を書いてあります。これは一応、町もあると考えて、基本的にはこれは県がやることでございますもので、それは御理解願いたいと思います。

その中で、いろいろなケア、これは健康づくり課長が全協で言ったと思いますけれども、それはもう、町がケアできるところはケアしていくことは十分考えております。そういう中で、今回感染症、臨時交付金の中に、町内にそういう感染者が出たときの支援ということはないのではないかとされている中で、一応、基本的に今の状況の中で、取りあえず避難所運営なんかと言っています。そういう中で、今度は感染者が出た中で、一応、町としてもいろいろなことを考えていきたいと。

また、県ができない、ある程度県がやることでございますもので、この辺は県の動向を見ながら、町ができる独自の支援ですか、そういうことは、また関係課等で相談しながら、これはまた考えていきたいと考えておりますので、その辺は御理解願いたい。

取りあえず、今のこの感染症の中では一応、そういう中で人の感染、できるだけ感染が出ない方向で、町はやっていきたいと思っておりますもので、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 今回感染された方というのは、僕は町内の中で考えると、非常に、逆に特別な存在だったと思いますよね。というのは、町内にやはり暮らしているということで考えたら、どう考えたって、高齢者を含む世帯、また高齢者だけの世帯というのは、町内でも非常に多いわけですね。3割ぐらいはそういう世帯ですよ。

さらに、シングルマザーの問題ですとか、ほかの町に比べても、我が町はそうした特徴を持っているわけですよ。今回感染された方は、たまたまそういう人ではなかった。しかし、今後、G o T oキャンペーンではないけれども、町長、ウエルカム、ウエルカムと観光客をやって、確かに旅館や何かでもやっています。でも、感染というのは起きるわけですよ。

その中で、そういう中で、町がそういう人に対して何ができるのと、もう既に緊急事態宣言が出て、それらの中で、東京であれ、それぞれの市町であれ、感染者に対して生活の支援であったり、通院であったり、いろいろな部分というのを、県や、東京であれば東京都がやらないところを、それぞれの市町が担ってやってきたというのが、やはり実態としてあると思いますよ。

保健所の資料なんか見ると、県というのは、陽性というふうに認定されたその方については、しっかり保健所ですから面倒見るんですよ。でも、その家族も当然検査はするでしょう。でも、1人の人が、実際入院なり隔離されたときに、高齢者の通院であったり、生活どうするのか、残された子供がどうするのかという問題は、絶対生じてくるではないですか。

そういうことに対する、やはり危機管理ではないけれども、想定をして、準備をしていくということは、一生懸命、例えば観光であれ、お客さん呼び込んでいる中で、安心して働いてください、万が一のことがあれば、町もしっかりと皆さんが困らないように、働ける環境をつくるようにやりますというのが、町の私は仕事だと思う、姿勢だと思うんです。

そういうものは予算的には何もないし、先ほど聞けば、いや、そこは何も言えないとか、施設名だって、施設を出せとかいうことは要らないんです。でも、こうなったときに、こういう支援はちゃんと、それは社協なりヘルパーなり、こういう支援もしますよとかというものが何も示されないで、言葉だけ、ちゃんと面倒みますなんていうことで進んでいかれたのでは、町民としたら不安だと思いますよ。いかがなんですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 先ほど、西伊豆・松崎と言いました。町はすごく早いですよ、はっきり言って。それだけ町民のことを考えております。また、マスコミに限った西伊豆・松崎だけを出したけれども、その前にも町の施政として、これはある程度面倒を見なければなら

ないと考えております。

そういう中で、いろいろなことを言った中で、基本的にはやるべきことは健康づくり課長から説明いたさせますけれども、そういう中で、県下の子供も、1人の子供、ちゃんと面倒見ますよ。それはまた町の責任でございますもので、この臨時会をまた皆さん聞いていれば、健康づくり課長からそれは説明いたさせますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（鈴木嘉久君） 今、感染者が出た場合、それからその家族の環境、そういうものについて、町の対策はどうだというような御意見がございました。

確かに、ケース・バイ・ケースで、1例のみでなく、今言われたように、最たるものが高齢者の方が残された場合、あるいはシングルマザーの家庭の方で子供が残された場合というのが、最たること考えなければいけないのかなという部分でありまして、全協の中でも申し上げさせていただきましたが、それについて、そのケース、ケースにより必要なものというのが、いろいろ環境により違うかなというふうに思います。

そのためには、職員で話し合い等は当然重ねておりますし、どのような体制づくりをしていけばいいのかということと、それから、町だけでなく、外部にどのような形で協力を求めるのか、そういうものも、そのケース、ケースによってはあろうかと思えます。十分に対策を練るつもりで事には当たっております。

ただ、予算化をしていくという形をするには、非常に難しいかなというふうに、必要なものは何かということで、前もってという形の中では、なかなか難しいところもあろうかと思えますので、ここはまだ至らないところかもしれませんが、これからも対策については、毎日毎日、十分にケースをいろいろ考えながら、重ねていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） そうは言いながら、ここは実は補正予算に載っていないところなので、適切かどうかという問題があるんですけども、ただ、こういう時期だということで御理解いただきたいと思います。

課長、今言われたように、最悪の場合としての2つの想定、高齢者が残されたり、また子供が残されるだろうというような想定、これはやはりあるということであれば、しかし、それに対して、やはり町として、どういう受皿をやっていくのか。それは具体的に、やはり住宅環境の問題だとか、いろいろなそのときの年齢層の問題で、違うのだろうというふうには

思うんですけれども、しかし、町としての対応の受皿は、基本こう考えていますと、これはあくまで基本ですよ。ただ、そういう形で、やはり町の対応は取るんだということが示されるのが大事だと思うんです。

そのとき個別の問題もあるんだけど、個別個別だから、そのとき対応しますというのは、ある面でいうと何もやらないという、やれなかったということにもなっていくんだよね、私も聞いています。やはり、基本、そういうケースが生じた場合は、こういう対応を基本考えています、こういうメニューを考えて、そのメニューを適用していきますとかいう基本があって初めて、そのほかの個別対応があるんだ、出てくるんだと思うんですけれども、基本が示されない中で、やります、やりますという言葉だけでは、やはり説得力ない、町民の皆さんに安心というものを持ってもらうには、やはりちょっと足りていないのが、今、私は町の姿勢、どこどこに預かるとか、具体的な問題でないにしても、こういうものを検討しているという基本が、やはりあまりにも、我々にも伝わってこないのではないかなと思います。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（鈴木嘉久君） まず、全協のほうでも申し上げました、子供の場合ですね。この場合には、やはり保護という観点から、児相さんに関わりをいただくということで、児相の保護のほうも視野に入れた中で行うべきかなというふうに思います。

ただ、あまりにも急激な環境の変化、そういうものに対して、やはり心のケア等も必要になってくるので、そのところはよく考えなければならないと思います。

高齢者の方についても同じでございまして、基本的には、生活環境が急に変わるということへの対応が非常に難しいというのが一番かと思いますので、まずは自宅、そういうもので、どういうふうに支えていけるかというところから入っていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、県に強く要望したのは、やはり検査の結果が出るまでに、その間、これは当然、県が東・中・西でホテルを確保すると言っております。しかし、今できているのは中だけでございますから、早急に東部にも、そういう検査結果が出るまで見て、そういう施設を探してほしいということは言っております。基本的には、検査待ちの人が、やはり一般の方が行くと、いろいろな面でまた、大変、2次感染が疑われますもので、基本的には検査の人を責任持って県が面倒見る、これを今、町はお願いしております。

そうすると、残された家族の方、今課長が言ったような方向で、町は当然支援していかねばならんと考えておりましたもので、当然町として、取りあえず検査が出るまで、感染、ちょっと危ない人は、一応県で、検査が出るまでに見つけるような、そういう施設を探してほしい、これは強く今要望しているところでございますもので、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） もう1回、これが最後ですよ。

○14番（山田直志君） はい、すみません、議長。

○議長（村木 脩君） 本当は約束外ですけども、はい。

○14番（山田直志君） 本当、今町長言われたところが、一番やはり肝というか、核心的な部分なんだと思うんですね。

だから、疑いのある方が、やはり自宅で判定を待たなければならない、また、保健所の資料でいけば、保健所はもう、観光客、宿泊者なんかがあった場合は、施設、いわば旅館なら旅館で、結果出るまで待機してくださいですね。そういう方針ではないですか。

だから、そういう部分が、ちゃんとやはり結果が出るまで待てる、前、保健所の資料を見ると、そういうふうに私はなっているとふうに思ったんですけども、待機を求められるというところが一番、これは宿泊施設であれば、本当、その後の営業停止にも関わってくるし、家庭でのやはりクラスターというふうな問題にも関わってくる問題で、そのところを、そういう問題も含めて、そしてその支援という問題は、避けられない問題として対応されていかなければいけない問題だと思うんですけども。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） その辺、情報提供が少ない、町が申し訳ないとう、これはやはり、もっといろいろな面で情報発信、多分西伊豆・松崎は、当然そのことが出た中で発表したんですね。町が言っているのも、それに関しては、それ前にある程度、方向性は出しております。

そういう中で、情報、今度は、もうじき下田メディカルの改築、状況があるのかね。そのとき、ある程度のことが、いろいろな面のことが、一応議会のほうに示されると思います。

やはり基本的には、あまり町が先走ってというより、それを見た中でやっていきたいと考えておりますもので、一部事務組合の議員の皆さん、そこに来ては、いろいろな様々なものを質疑していただければ、大変ありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

基本的には山田議員と同じように、やはり結果が出るまでにいかにするか、これはやはり、

基本的には県がはっきり見てもらう、これは今言って、全自治体、1市5町の方が皆さん要望している、また伊豆半島全体でも、東部に早くそういうことを、施設を探してほしいということは、再三再四要望しておりますもので、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「はい、議長」の声あり）

○議長（村木 脩君） 本案に反対の発言を許します。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 私は、今議題になっております議案第48号については反対をしたいと思います。やはりまずは、全て悪いということをお願いしたいわけではなくて、しかし、こういうやはり予算編成のやり方、町長も反省はしているとか、いろいろ言っていますけれども、毎回そうで、議会に諮られるときはほぼ決まっていて、すぐ時間がない、対応できないということで、物が決められていくということが、今までも何回も続いてきたけれども、今回もまたそういうことです。

2億2,000万からの国からの臨時交付金を使って、どうやって町民の生活を守るのか、経済活性化させていくのかということについて、町は町なりに一生懸命やってきたということも分かるんですけども、しかし、それをチェックするのは議会としての仕事でありますから、そのところは、やはりやめるわけにはいかないわけです。そういう点では、まず町政運営の、やはりここは非常に大きな問題があるというふうに私は思います。

2つ目に、いろいろ言っているんだけど、本当に町民に安心感を持っていただけるような説明というものが、いろいろな意味でできていないなど。予算化できないというものもあるというふうには今聞きましたけれども、しかし、万が一の場合、町民の皆さんに安心して暮らしていただけるよう、町はこれだけの準備、考えを持っていますよということは、もっとやはりアピールすべき問題があるんだろうと。しかし、そういうものについて、今回、我々議員が聞いても、十分な説明というものは、納得できるような説明というものは、ただけなかったなというのが2つ目であります。

3つ目に、シェアハウスの問題、また、観光におけるクラウドファンディングや第2次誘客対策事業等の問題においても、今回は2億2,000万という臨時交付金があるからなんですけれども、しかし、やはり、こと事業計画なりをしっかりと立案をして、この工事が必要になるというような、しっかりとした説明というのが、行政としてはあってしかるべきだと思うんですよ。そうした説明なしに、工事費が2,500万かかるんだという説明から入っていく、これはやはりおかしいわけですよ。

これはシェアハウスだけの問題だけではなくて、観光誘客であれ、クラウドファンディングの問題であれ、やはりしっかりと計画をしたものを議会にも示していただくと。そういう企画、計画があって初めて予算化、または、それを補助するのかということの是非が検討できるわけでありまして、十分なそうした資料を提示されないまま、まだまだどうなるか分からないコロナ禍で、本当にコロナの影響を考えた上で立案した計画なのか。そうした点でも極めて、十分とは私は言えないというふうに思います。

そういう点を踏まえると、やはり私は、全面的にこれには賛成できない、それぞれ課題があるなど。そのほかについて、十分、町民のために使うという意味は理解できますけれども、やはりその事業については、私は問題があるということを指摘をしておきたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

12番、鈴木議員。

○12番（鈴木 勉君） 私は、このコロナという、自分たちでは経験のなかった、このときに何をすべきかなという自問自答の中でも、今度の予算の中では、今、町の一つの経済が先なのか、町民の皆様方の感染をしていかない、安全性が大事なのかと、僕は2つの考え方があろうかと思うわけなんです。

今回の補正予算につきましては、町の、コロナが非常に全国を蔓延して、経済の落ち込みがどこでも始まっている。そういう中で、我が東伊豆町をこれからどのように立て直していくかという、そういう、私は補正予算にはなっていると、そういう理解をしているわけでございます。

先般から、今お話がありました、町民をコロナの感染からどうして守っていくのか。今回、東伊豆町は感染者ゼロでございましたけれども、不幸なことなんだろうかと、1人の感染者が出てしまったという形なんですけれども、大事なものは、これからこういう事態を踏まえて、どういうふうに町民の皆様方を守っていくかという予算が、やはり必要になってくるのでは

ないのかなと思います。

今回の補正予算には、それは盛られる時期ではなかったものですから、できれば、またさらなる、そういう対策の補正予算というものも、私は必要になるのではないのかなと、町長にはお願いしたいと思っておりますし、先ほどから町長の政治姿勢に関するお話もございました。私も年功者といたしまして、度々町長には、やはり議会運営に対しては御理解をお願いしたいという、協力をお願いしたいという申入れをさせてもらっております。

できれば、今回のことにつきましても、やはりそういうものを踏まえた中での補正予算を計上していただきたかったなという思いもありますけれども、コロナというこの未曾有の状況に立ち向かうためには、私は、今回の補正予算については、賛成をさせていただきたいと思っております。

○議長（村木 脩君） ほかに討論ありませんか。

11番、藤井廣明議員。

○11番（藤井廣明君） 私は、今回の補正の予算に関して、6号に関しては、幾つか疑義がありまして、全協でも説明を求めたんですけれども、特にシェアオフィス改修工事に関しまして、どうしても納得できない。

例えば町長、あるいは職員の皆さん、あるいは議員の皆さん、自分が東京なりで会社を営するなり、していたと考えて、どこかテレワークの場所がないかと、探してこいといったときに、あの東海汽船のオフィス、あそこを、ここが一番いいというふうに、自分の社員を派遣できるでしょうか。

先ほど聞きましたら、津波には危ないから、それなりの対策は言っていると言っていますけれども、御存じのように、あそこに津波が一発来れば、立ちどころに生命の危険を伴うと。そういうところに自分の社員を派遣するでしょうか。

私はそういうところに、築50年もたっているような建物に、2,420万円でしょうか、こういった金額で改修をするということは、全く無駄な経費に終わってしまうのではないか。これをどんなふうに見ても、自分たちの思い過ごしであって、自分たちの思いだけではなくて、相手、ここに来て本当にワークシェア、テレワークしたいかというふうに考えた場合には、絶対あそこは嫌だなというふうに思うのではないかと私は思います。

したがって、ああいうところに2,400万方をかけるのであれば、もっともっと、議員から幾つか提案があったように、大川小学校の跡はどうだ、幼稚園の建物の跡はどうだと、そういうところにその金額を振り向け、町、長期にわたってテレワークなり、今後のコロナ後の

経済対策を考えるべきであって、短期のこういったところに金額を投入するということに関しては、全く無駄に終わってしまうことが重々考えられるので、私は反対したいと思います。

○議長（村木 脩君） 次に、本案に賛成の発言を許します。ほかに賛成者おられますか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） ほかに討論はないようでしたら、これで討論を終結します。

これより、議案第48号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（村木 脩君） 起立少数です。よって、本案は否決されました。

◎報告第3号 専決処分の報告について

○議長（村木 脩君） 日程第8 報告第3号 専決処分の報告についてを議題とします。

町長より報告を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 報告第3号 専決処分の報告をさせていただきます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。

この専決処分につきましては、令和2年6月23日、町道赤坂1号線で発生した町道の陥没によるバイクの転倒事故に対して、道路管理者である東伊豆町が損害賠償に係る費用を賠償するものであります。

詳細につきましては、建設課長より説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 建設課長。

○建設課長（齋藤 匠君） それでは、報告第3号 専決処分の報告について御説明させていただきます。

説明につきましては、お手元の資料により説明をさせていただきますので、2枚目の資料を御覧ください。

町道の陥没により、バイクの転倒事故が発生したことによるものであり、当事者は、第1当事者が東伊豆町長、第2当事者は賀茂郡東伊豆町稲取在住の男性であります。令和2年6月23日の午前10時頃、町道赤坂1号線、場所につきましては、位置図及び写真を添付してございますが、稲取田町地区の素戔鳴神社に向かう伊豆急のガード手前となります。

陥没の原因は、陥没箇所の脇にある側溝が漏れ、道路下を洗堀したことによるものであり、事故当日に業者に依頼し、対応したところであります。

第2当事者である男性には謝罪をするとともに、病院での受診をお願いする等の対応をさせていただき、令和2年7月9日付で、損害賠償金2万4,508円を保険会社から支払うことで示談を成立させていただきましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。また、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（村木 脩君） 以上で報告を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（村木 脩君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これをもって会議を閉じます。

令和2年東伊豆町議会第4回臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 2時37分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____